

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中「部長」を「部長 会計管理者」に、「企画・経営グループ長 会計管理者」を「企画・経営グループ長」に改め、同表の本庁の教育委員会事務局の項中「総務担当の係長（総務課） 県立学校人事」を「県立学校人事」に、「係長（教職員課）」を「係長（教職員課） 総務担当の係長（教育支援課）」に改め、同表の現地機関の項中

希望の家	所長 副所長 管理 課長
------	-----------------

を

地域生活リハビリセン ター	所長 副所長
------------------	--------

に、

虹の松原学園	園長 総務課長
みどり園	園長 総務課長

を

虹の松原学園	園長 総務課長
--------	---------

に改め、同表の現地機関の

産業技術学院の項中「総務開発課長」を「総務企画課長」に改め、同表の現地

機関の項中

果樹試験場	農業大学校	
	分校	本校
場長 副場長	分校長	校長 副校長

を

果樹試験場	農業大学校
場長 副場長	校長 副校長

に改め、同表の備考の一中

「総務課副課長及び教職員課副課長」を「教職員課副課長及び教育支援課副課長」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。